

年末調整事務個別相談会

雇用（専従者・従業員・パート等）があり、また給与等支払がある事業所（個人・法人共）は、年末調整事務手続き（納付・報告）が必須となります。また、7月に源泉徴収事務をされている方も、必ずご確認ください。

平成30年

- 開催日時 **1月10日（水）～12日（金）**
9：30～15：30 ※12：00～13：00は休憩時間
- 相談会場 富士宮商工会議所（富士宮市豊町18-5）
- 持ち物 (1) 平成29年度分の個人別源泉徴収簿 ※途中退職者含む
(2) 平成29年度分の個人別扶養控除等の申告書
(3) 平成29年度分の個人別保険料控除申告書
(4) 税務署からの配布書類（納付書等）
※ 納付書を紛失等された場合は、事前に税務署へ再発行依頼をしてください。
(5) 市役所からの郵送書類（給与支払報告書等）
(6) 給与所得者の以下の書類
①国民健康保険料等の金額がわかる書類
②国民年金保険料等の支払証明書又は領収書
③生命保険・地震保険・損害保険の証明書
(7) 給与支払者のご印鑑 ※シャチハタ不可
(8) 給与支払者の個人番号カード又は通知カードと身分証明書
- 注意事項
 - 専従者及び従業員の合計が10人未満の事業所 かつ 源泉所得税の納期の特例の申請書を提出している事業所は、本年末調整事務が必須です。
 - 年末調整事務のある事業所は、税務署への法定台帳提出義務は発生します。法定台帳に記載の給与支払総額は、決算書の給与賃金と同じでなくてはならないため、ご注意ください。

★源泉徴収税の納付期限★
平成30年1月22日（月）
金融機関にて振込

★給与支払事業所の法定台帳提出期限★
平成30年1月31日（水）
税務署へ直接提出又は郵送（消印有効）

【問合せ先・ご予約】 **富士宮商工会議所 中小企業相談所**

電話：0544-26-3101 FAX：0544-26-0303
営業時間 平日8：30～17：30 ※土日祝、年末年始除く

